

## 一者応札・応募に係る改善方策について

平成24年1月

国立大学法人京都工芸繊維大学

国立大学法人京都工芸繊維大学では、随意契約の見直し計画に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行してきたところですが、結果として一者応札・応募となっている事例が見受けられます。

このため、更なる競争性の確保の観点から下記のとおりその改善方策を定めました。

### 1. 競争参加資格要件の緩和

入札参加資格等の要件については、調達目的を確実に達成するための必要最小限のものとすることに留意する。

### 2. 競争参加者の積極的な発掘等

競争参加者が少数と予想される場合は、公正性の観点を確保しつつ、積極的に競争参加者の発掘に努める。

### 3. 詳細な調達情報の提供

公告等には仕様内容が明示されていないため、詳細な仕様内容の明示方法について検討する。

### 4. 適切な仕様内容の作成

仕様書の作成にあたっては、競争性が確保されるよう、理解しやすい内容、必要最小限の内容とすることに留意する。

### 5. 公告等期間の十分な確保

入札公告期間は原則として10日以上確保しているが、より競争性を確保するため、十分な準備期間が確保できるよう、公告期間をできるだけ長く設定するよう努める。

### 6. 履行期間の十分な確保

履行期間の条件で特定の者に有利とならないよう、調達内容等に応じた履行期間を可能な限り確保する。このため、計画的な執行に努める。

### 7. 職員への周知徹底

本改善方策について職員へ周知徹底し、調達目的に合致したより適切な仕様の策定及び契約手続きの早期化により、入札等における競争性の確保を図る。